

## 障害者雇用対策基本方針の一部を改正する件について（概要）

### 1 改正の趣旨

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項において、厚生労働大臣は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となるべき方針を策定することとされており、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間を運営期間とした障害者雇用対策基本方針（平成 30 年厚生労働省告示第 178 号。以下「基本方針」という。）を平成 30 年 3 月 30 日に告示している。
- 今般、国及び地方公共団体における障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上事案を踏まえた対応や、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号）の内容を反映するため、基本方針について必要な改正を行う。

### 2 改正の内容

- 国及び地方公共団体における障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上事案を踏まえた対応を追記する。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の内容を追記する。
- その他、所要の改正を行う。

### 3 根拠法令

法第 7 条第 1 項

### 4 適用期日等

告示日 令和元年 12 月中旬（予定）

適用期日 令和 2 年 4 月 1 日